



、」の記述が、公表の口かの間にわい。

同(138) フィターゼ(その2)(4)	飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位 を添加した場合
3・4 (略)	0.14

3・4 (略)	(新設)
3・4 (略)	0.14

3・4 (略)	(新設)
3・4 (略)	0.14

### 付 告 標 題

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律77号)第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成30年12月12日公表)の一部を令和元年6月4日付けて次のように変更したので、同条第9項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、公表する。

農林水産大臣 吉川 貴盛

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第1～第2 (略)	第1～第2 (略)
第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項 1～3 (略)	第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項 1～3 (略)
4 第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。 (単位:トン)	4 第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。 (単位:トン)

第一種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1 さんま	令和元年7月～令和2年6月	264,000
2 すけとうだら	平成31年4月～令和2年3月	252,300
3 まあじ	平成31年1月～令和元年12月	213,100

  

第一種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1 さんま	令和元年7月～令和2年6月	
2 すけとうだら	平成31年4月～令和2年3月	252,300
3 まあじ	平成31年1月～令和元年12月	213,100